

障がい者スポーツマンクラブ『アナザーフィールド』

《 クラブ規約 》

本障がい者スポーツマンクラブ（以下、クラブ）は、「スポーツマンシップ」および「共創」の考えのもと、障がいと向き合うと言った課題を持つ各人とその家族が『よき人格者 (Good Fellow)』を目指し、共に挑戦を続けて行くことを理念とし、

- ・ 障がい、性別、年代を問わず
- ・ メンバーの想いを一つに
- ・ 全員参加で愉しんで

活動することを目指します。

また、育成、ケアに重きを置いた活動を行います。

第1条 名称

本クラブは、障がい者スポーツマンクラブ「アナザーフィールド」(Another Field) と称する。

第2条 所在地

本クラブは、活動拠点を横浜市金沢区とし、クラブ事務局は一般社団法人アナザーフィールド事務所内とする。

※本クラブは、一般社団法人アナザーフィールドの事業として運営する。

第3条 活動目的

1. 本クラブは、スポーツ活動を中心に、障がい者の個人および地域における様々な活動の支援を行う。
2. 共創を目指し、障がい者と地域社会との交流・親交を図る。
3. メンバーの第三の居場所（サードプレイス）となることを目指す。
4. 各種スポーツチームの運営を行い、連盟登録等による大会／公式戦参加を目指す。

＜運営中のチームと種目＞

- ・ 横浜メイキングス（軟式野球）

第4条 活動期間

本クラブは、毎年4月から翌年3月を、一年度期間として活動を行うものとする。

第5条 設立年月日

2023年4月1日

第6条 クラブ役員および役職

代表 : 小原 雅己
副代表 : 對馬 麻人
役員 : 植田 篤 (チーム運営担当)
役員 : 嶋田 克枝 (会計担当)

※表示は入会順。

第7条 メンバー

本クラブのメンバーは、障がいの有無を問わず、原則として自立して活動に参加できる者とする。
なお、年少者および障がい程度によっては、クラブ代表の同意が得られるまでは、保護者が活動に同行するものとする。

1. 入会

クラブ指定の入会届および誓約書を提出し、クラブ代表の承認を得るものとする。

メンバー資格は、以下の通りにて、希望するスポーツ活動やイベント活動に参加できるものとする。

1) 正会員

クラブの運営主体となるメンバーにて、18歳以上の一般会員 A および賛助会員メンバーよりクラブ役員会の承認を得られた方。

- ・ 正会員資格として、JSA Sportsmanship Coach Academy 資格の取得必須
※JSA Sportsmanship Coach Academy 資格 (<https://sportsmanship.jp/academy/>)
- ・ 正会員の承認をもって、クラブ役員資格を獲得
- ・ 正会員資格は、本人申し入れやクラブ役員会の承認にて、取り消し可能
- ・ 活動条件や会費は、承認時のメンバー資格を継承

2) 一般会員 A

クラブの活動主体となるメンバーにて、以下の条件に同意される方。

- ・ 会費は、月会費 (月払い)
- ・ スポーツ活動/イベント活動の参加回数制限なし
- ・ 大会/公式戦参加、背番号等の付与あり
- ・ 休会処遇あり

3) 一般会員 B

クラブの活動に不定期/任意参加を希望するメンバーにて、以下の条件に同意される方。

- ・ 会費は、登録費 (年払い) および参加費 (都度日払い)
- ・ スポーツ活動/イベント活動の参加回数制限あり (スポーツ活動月最大 2 回迄)
- ・ クラブ役員会の承認を得たもの以外の大会/公式戦不参加、背番号等の付与なし

※止む得ない事情にて、一般会員 B 登録へ変更したメンバーについては、基本的に一年間

背番号を留保する

- ・ 休会処遇なし

※なお、一般会員 B の会員数は、一般会員 A 会員数の一割程度とする。

4) 賛助会員

クラブの活動に賛同し活動支援していただけるメンバー。

(A) 家族

- ・ 会費は、月会費（月払い）
- ・ 正会員、一般会員 A、一般会員 B の保護者等家族の方にて、本クラブの活動に賛同し、活動支援を行っていただける方（スポーツ活動／イベント活動参加制限なし）
なお、賛助会員（家族）入会者は、原則家族一名とする
- ・ 原則、休会処遇なし（長期療養等事由についてはクラブ代表の承認にて可）

(B) 家族+

- ・ 会費なし
- ・ 正会員、一般会員 A、一般会員 B の保護者等家族の方にて、本クラブの活動に賛同し、活動支援を行っていただける方（スポーツ活動／イベント活動参加制限なし）にて、以下どちらかの条件にあたる方
 - イ) 正会員、一般会員 A、一般会員 B の保護者等家族の方にて、賛助会員（家族）に入会された方がいる場合の他の家族の方
 - ロ) 正会員、一般会員 A、一般会員 B の保護者等家族の方にて、正会員、一般会員 A、一般会員 B に複数人のメンバーがいる家族の方
- ・ 休会処遇なし

(C) 一般

- ・ 会費は、月会費（月払い）
- ・ 選手の保護者等家族の方ではない個人および法人等にて、本クラブの活動に賛同し活動支援を行っていただける方
- ・ 原則、休会処遇なし（長期療養等事由についてはクラブ代表の承認にて可）

5) 準賛助会員

クラブの活動に賛同し同行／見守り支援していただけるメンバー。

- ・ 会費なし
- ・ 選手の保護者等家族の方にて、本クラブの活動に同行／見守り支援のみ行われる方（スポーツ活動／イベント活動参加制限あり）
- ・ 休会処遇なし

2. 資格変更

資格変更は、毎年度末のスポーツ保険更新時および年度内一回を限度として、資格変更申請を行いクラブ代表の承認を得るものとする。

3. 退会

退会は、退部希望日の一週間前までに、退会申請を行いクラブ代表の承認を得るものとする。なお、退会にあたり月途中での退会の場合、退会月までの会費の支払いを行うものとする。

4. 休会

休会は、休会申請を行いクラブ代表の承認を得るものとする。なお、休会にあたり月途中での休会の場合、休会月までの会費の支払いを行うものとする。また、休会期間は最長二年とし、二年経過を持って会員資格の変更および退会について、クラブ代表と協議を行うものとする。

5. 休会解除

休会解除は、休会解除申請を行いクラブ代表の承認を得るものとする。なお、休会解除にあたり月途中での休会解除の場合、休会解除月からの会費の支払いを行うものとする。

6. 除名

クラブ理念およびクラブ規約に反する行為があったと認められた場合、クラブ役員会の承認にて除名（退会）処分とすることができるものとする。

7. 仮入部

- ① 体験参加者については、原則初回体験後二か月間に4回を限度とし、仮入部とする。
- ② 仮入部者は、スポーツ保険未加入となるため、その旨体験参加者に了承を得るものとする。非了承者については、個人での保険加入をいただくか、仮入部を認めないものとする。
- ③ 仮入部者は、会費については徴収をしないものとする。
- ④ 仮入部期間経過後、入部を行わずに再度練習参加を希望する場合は、クラブ代表の承認を必要とするが、原則として再度の仮入部は認めない。

第8条 保険

メンバーは、全員スポーツ保険の加入を必須とする。そのため、入会時ならびに毎年度末に、加入料を収めるものとする。但し、賛助（一般）の法人会員はその限りとしない。

第9条 会費

1. 本クラブの活動は、会費、臨時徴収費、助成金等を持って行うものとする。
2. メンバーは、以下の会費を決められた期日までに収めるものとする。
3. 会費の支払いにあたり、無連絡にて6か月の滞納となった場合は「参加停止処分」、12ヵ月の滞納となった場合は「除名処分」とする。
4. 会員種別は、年齢、在校条件により、毎年度見直されるものとする。
5. 会員種別「認定」は、障がい状況および就労状況などを考慮し、クラブ役員会の承認により適応するものとする。

1) 正会員

一般会員 A ならびに賛助会員に準拠。

2) 一般会員 A

種別	会費
学生（小学生以下）	500 円／月
学生（中学生）	1,000 円／月
学生（高校生）	2,000 円／月
シニア（65 歳以上）	1,500 円／月
一般	3,000 円／月
認定	2,000 円／月

3) 一般会員 B

種別	会費
学生（小学生以下）	150 円／回
学生（中学生）	300 円／回
学生（高校生）	600 円／回
シニア（65 歳以上）	450 円／回
一般	900 円／回
認定	600 円／回

※別途、年間登録料 2,000 円を必要とする。

4) 賛助会員

資格	会費
賛助（家族）	1,500 円／月
賛助（家族+）	なし
賛助（一般）	2,000 円／月
賛助（法人）	5,000 円以上／月

5) 準賛助会員

会費なし。但し、スポーツ活動／イベント活動参加時は、都度実費参加。

6. メンバーの会費は、毎月末までに、次月分をクラブ指定口座に振り込むものとする。
7. 納入した会費は、原則として返金しないものとする。
8. 通常練習以外の費用（対外試合、遠征、イベント参加費用等）については、会費からの補助のほか、都度クラブ役員会で定めた費用を徴収するものとする。

第10条 用具

1. 本クラブの練習に関する用具は、クラブで準備するものとする。但し、個人的に使用したい用具に関しては、原則としてその限りとしない。
2. 個人で購入するクラブ指定用具（購入はクラブへ申込）については、以下とする。

1) 野球

用具名
帽子
ユニフォームシャツ (ベースボールシャツ)

※帽子については、一般会員 A および一般会員 B メンバー共に購入必須。

※ユニフォームシャツについては、一般会員 A メンバーは購入必須。一般会員 B メンバーは、希望者のみ購入。

※価格については、別途業者提示資料にて提示。

3. 2. に定めるクラブ指定用具以外の個人使用用具については、メンバー個々での購入とする。但し、以下の規定を設ける。

1) 野球

用具名	規定
アンダーシャツ	カラー：「ネイビー」
ユニフォームパンツ	カラー：「ホワイト」
アンダーソックス	カラー：「ホワイト」
アンダーストッキング	カラー：「ネイビー」 カット：「ローカット」
ベルト	カラー：「ネイビー」
シューズ	スパイクの場合は、ポイントスパイクに限る また、アップシューズ、運動靴の使用でも可

※一般会員 A メンバーは購入必須。一般会員 B メンバーは、希望者のみ購入。

※アンダーシャツ、アンダーソックス、アンダーストッキング、ベルトについては、試合/イベント時統一着用とする。

第11条 チーム運営スタッフ

1. 本クラブは、運営するチーム毎に運営スタッフを定めるものとする。
2. チーム毎の運営スタッフは、毎年度末チーム運営スタッフ会議にて選出し、スタッフ総会での承認を得るものとする。
3. チーム運営スタッフ会議の開催および決議については、オンラインもしくはメールでの開催および決議を可能とする。
4. チーム運営スタッフ会議の決議は、参加者の過半数を持って成立するものとする。
5. チーム毎の運営スタッフ体制は、毎年度「チーム運営スタッフ体制図」(別紙)を作成し提示するものとする。

第12条 クラブ役員会

1. 本クラブは、毎年度半期毎に、クラブ役員会を開催するものとする。
2. クラブ役員会は、クラブ代表の招集により、随時開催も可能とする。
3. クラブ役員会の開催および決議については、オンラインもしくはメールでの開催および決議を可能とする。

4. クラブ役員会の決議は、参加者の過半数を持って成立するものとする。
5. クラブ役員会においては、クラブ役員を選出、会員種別の変更／確認、活動内容の報告、活動方針の検討／確認および各種承認等を行うものとする。

第13条 クラブスタッフ総会

1. 本クラブは、毎年度期初に、クラブ役員およびチーム運営スタッフとクラブスタッフ総会を開催するものとする。
2. クラブスタッフ総会の開催および決議については、オンラインもしくはメールでの開催および決議を可能とする。
3. クラブスタッフ総会の決議は、参加者の過半数を持って成立するものとする。
4. クラブスタッフ総会においては、活動内容の報告、活動方針の検討／確認および各種承認等を行うものとする。

第14条 会計報告

1. 本クラブの会計報告は、一般社団法人アナザーフィールドの会計報告にて行うものとする。

附則

2023年04月01日制定・施行

2025年04月15日改定